

平成26年度 第9回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年12月18日（木） 午後2時45分から午後3時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	7番	南郷隆一郎
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（ 人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
14:45 ~ 15:30 事務局長	<p>ただ今から平成26年度第9回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、前回の総会から昨日までの会務報告を行います。</p> <p style="text-align: center;">12 / 16 農林業センサス説明会</p> <p style="text-align: center;">今月は1件でございます。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、9番松元委員、10番栄委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第36号について朗読】</p> <p>議案第36号は、売買2件、使用貸借1件となっています。</p> <p>1番1～2は田皆字潮吹〇〇番地2,427㎡外1筆の合計4,997㎡です。 売買となっています。</p>

事務局	<p>2番1は屋子母字西村〇〇番地1, 235㎡です。 売買となっています。</p> <p>3番1は屋子母字当ノ増〇〇番地3, 814㎡です。 使用貸借となっています。</p> <p>2番3番合わせまして〇〇さんは、経営面積5反以上を超えることとなっております。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	<p>それでは補足説明を、地区担当委員からお願いします。</p>
8番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは、〇〇農産の息子さんで認定農家であります。植え付け作物はバレイショと里芋を植えてあります。この畑については里芋がすでに植え付けてありました。農機具等は全て揃っています。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
3番委員	<p>2番3番説明</p> <p>2番の〇〇さんと〇〇さんについては、知人であります。現在マンゴーを植えてありました。前から〇〇さんのほうがマンゴーを植え付けてあったみたいで、3番の〇〇さんと〇〇さんはいとこの関係にあります。〇〇さんについては機械等は管理機と防除機を持っていました。本人はバレイショを作っています。高齢ですが、頑張っています。地域農業を阻害する恐れはありませんので、審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは事務局及び地区担当委員の説明に対して何か質問がありましたら、挙手でお願いいたします。</p>

議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり) それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明を願います。</p>
事務局	<p>【議案第37号1について朗読】</p> <p>申請人 住所 知名町住吉〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>土地の表示 知名町住吉字大戸〇〇番地外3筆 合計 3,304㎡の内 1,926㎡</p> <p>事業計画 (既存施設) 牛舎2棟・小屋124.1㎡ 農業用倉庫38.7㎡ 堆肥舎1棟 41.6㎡ サイロ1基4.2㎡</p> <p>(新設) 牛舎1棟380.8㎡ 堆肥舎1棟 54㎡ 施設合計643.4㎡</p> <p>【議案第37号2について朗読】</p> <p>申請人 住所 知名町田皆〇〇番地 氏名 〇〇氏</p>

	<p>土地の表示 知名町下城字アンギム〇〇番地 5,649㎡の内 1,930㎡</p> <p>事業計画（施設） 牛舎 1 棟364.69㎡ 堆肥舎 1 棟 100㎡ 運動場349.16㎡ 施設合計813.85㎡</p> <p>この案件は、10月と11月に農振の除外で審議して頂いた案件で、補助事業の導入による申請です。</p>
議長	はい、ただ今の事務局の説明に対して地区担当委員から説明をお願いします。
6番委員	<p>37号1説明</p> <p>〇〇さんは現在親と一緒に農業をしています。機械は全部あります。サトウキビと牛は息子がほとんどです。この土地については周りに問題無い土地です。以上です。</p>
10番委員	<p>37号2説明</p> <p>〇〇さんは旦那さんと息子さんと3人やっていて、現在のところ増頭したいという事で、今回申請しました。1反位はキビ作をしていて、あとは牛のための飼料作物を作っています。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、よろしくお願いします。</p>
議長	ただ今の事務局および地区担当委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。
議長	何かございませんか。 よろしいですか。（はいの声あり）

議長	<p>それではただいまの原案に対し、賛成の方は、挙手でお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>はいありがとうございます。</p>																																							
議長	<p>全員賛成なので、ただいまの原案に対しましては、許可決定いたします。</p>																																							
議長	<p>それでは、議案第38号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について事務局に説明をお願いします。</p>																																							
事務局	<p>議案第38号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、ご説明をいたします。</p> <p>【議案第38号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,533</td> </tr> <tr> <td>1番1～2</td> <td>田皆字西原〇〇番地外1筆</td> <td style="text-align: right;">(2,561) m²</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td colspan="2">一時利用地で5年の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>2番1～2</td> <td>下城字一増田〇〇番地外1筆</td> <td style="text-align: right;">3,671 m²</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td colspan="2">10年の新規設定となっています。 (相続人全員の同意)</td> </tr> <tr> <td>3番1～2</td> <td>田皆字万当〇〇番地外1筆</td> <td style="text-align: right;">7,646 m²</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td colspan="2">5年の再設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>4番1～8</td> <td>余多字若嘉〇〇番地外7筆</td> <td style="text-align: right;">15,580 m²</td> </tr> <tr> <td>使用貸借</td> <td colspan="2">10年の再設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>5番1</td> <td>久志検字勘納原〇〇番地</td> <td style="text-align: right;">2,900 m²</td> </tr> <tr> <td>使用貸借</td> <td colspan="2">10年の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>6番1</td> <td>久志検字前原〇〇番地</td> <td style="text-align: right;">1,484 m²</td> </tr> <tr> <td>賃貸借</td> <td colspan="2">10年の新規設定となっています。</td> </tr> </table>			3,533	1番1～2	田皆字西原〇〇番地外1筆	(2,561) m ²	賃貸借	一時利用地で5年の新規設定となっています。		2番1～2	下城字一増田〇〇番地外1筆	3,671 m ²	賃貸借	10年の新規設定となっています。 (相続人全員の同意)		3番1～2	田皆字万当〇〇番地外1筆	7,646 m ²	賃貸借	5年の再設定となっています。		4番1～8	余多字若嘉〇〇番地外7筆	15,580 m ²	使用貸借	10年の再設定となっています。		5番1	久志検字勘納原〇〇番地	2,900 m ²	使用貸借	10年の新規設定となっています。		6番1	久志検字前原〇〇番地	1,484 m ²	賃貸借	10年の新規設定となっています。	
		3,533																																						
1番1～2	田皆字西原〇〇番地外1筆	(2,561) m ²																																						
賃貸借	一時利用地で5年の新規設定となっています。																																							
2番1～2	下城字一増田〇〇番地外1筆	3,671 m ²																																						
賃貸借	10年の新規設定となっています。 (相続人全員の同意)																																							
3番1～2	田皆字万当〇〇番地外1筆	7,646 m ²																																						
賃貸借	5年の再設定となっています。																																							
4番1～8	余多字若嘉〇〇番地外7筆	15,580 m ²																																						
使用貸借	10年の再設定となっています。																																							
5番1	久志検字勘納原〇〇番地	2,900 m ²																																						
使用貸借	10年の新規設定となっています。																																							
6番1	久志検字前原〇〇番地	1,484 m ²																																						
賃貸借	10年の新規設定となっています。																																							

事務局	7番1～6 賃貸借	上城字奥川溜池〇〇番地外5筆 5年の新規設定となっています。	23,990㎡	
	8番1～8 使用貸借	久志検字大畠当〇〇番地外7筆 5年の新規設定で、持ち分の過半の申請 となっています。	14,736㎡	
	9番1 賃貸借	上平川字傳川〇〇番地 5年の新規設定で、持ち分の過半の申請 となっています。	8,204㎡の内4,000㎡	
	10番1～3 賃貸借	余多字川切〇〇番地外2筆 10年の再設定となっています。	14,329㎡	
	11番1 賃貸借	余多字川切〇〇番地 10年の再設定となっています。	1,489㎡	
	12番1 賃貸借	余多字川切〇〇番地 10年の再設定となっています。	1,753㎡	
	13番1～8 使用貸借	竿津字宇田美川〇〇番地外7筆 10年の再設定となっています。	9,455㎡	
	14番1 使用貸借	余多字桑俣〇〇番地 10年の再設定となっています。	2,009㎡	
	15番1 使用貸借	芦清良字皆水俣〇〇番地 5年の新規設定で持ち分の過半の申請 となっています。	2,868㎡	
	所有権の移転			
	今回農地売買等事業で3件上がってきています。			
	1番1	瀬利覚字只原〇〇番地 瀬利覚〇〇氏から公社へ移転	1,028㎡	
	2番1～3	田皆字名俣〇〇番地外2筆 公社から田皆字〇〇氏へ移転	7,032㎡	

事務局	<p>3番1～2 芦清良字モノ窪〇〇番地外1筆 4,908㎡ 公社から芦清良字〇〇氏へ移転</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます、 それでは、ただ今の事務局からの説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>1番説明 〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、〇〇さんはタバコとキビとグラを作っています。農機具は全部揃っています。地域における農業を阻害する恐れはありませんのでご審議を、お願いします。</p>
8番委員	<p>2番1～2説明 事務局が説明したとおりでございますが、〇〇さんは規模拡大を図りたいと言う事で、畜産事業を使ってでも土地をほしいと言うことで、このような形になりましたので、ご審議のほうを、よろしくお願いします。</p>
10番委員	<p>3番1～2説明 〇〇さんと〇〇さんは〇〇さんのお姉ちゃんの旦那さん、兄弟です。〇〇さんは畜産をしながら、切花、ジャガイモを作っています。今回の畑は、現在はジャガイモが植え付けられていて、一方は牛の草が植えてありました。機械類も全て揃っています。ご審議のほうよろしくお願いします。</p>
14番委員	<p>4番～9番説明 4番5番の〇〇さんと〇〇さんは親子です。5番の〇〇さんはお父さんの弟で叔父さんに当たります。〇〇さんは、フローラルの〇〇を経営しながらキビとジャガイモを作っています。機械類は</p>

	<p>全て揃っています。6番から9番までの〇〇さんは、もともこの4件については〇〇さんが、みなしで借りていましたが、みなしでは免税軽油が受けれないと言う事で、農業委員会を通じて利用権を設定したいと言う事でありました。6番の〇〇さんと〇〇さんは知人です。7番の〇〇さんと〇〇さんも知人です。8番の〇〇さんはお母さんです。9番の〇〇さんは知人です。〇〇さんの経営につきましては、グラジオラス、サトウキビ、ジャガイモとユリ球根とハウスの切り花と球根の荷造り業者を使っております。機械類については全て揃っていますので、ご審議のほうよろしく申し上げます。</p>
13番委員	<p>10番～14番説明 〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、11番の〇〇さん12番の〇〇さんはそれぞれ知人です。作物はジャガイモとグラを作っています。機械類も全部揃っています。13番と14番の〇〇さんと〇〇さん、〇〇さん〇〇さんは親子です。〇〇さんは、ジャガイモとソリダゴを作っています。農機具も揃っています。地域における農業を阻害することはないと思うので、ご審議のほうをよろしく申し上げます。</p>
16番委員	<p>15番説明 〇〇さんは、〇〇さんの弟です。従前から神戸におりますが、今回ハウスを建てると言うことで形式上はこういうかたちになりました。ずっと以前から〇〇さんがその畑を30年、40年位耕作しております。何ら問題はないと思います。先ほど説明がありましたが、120分の65と言う事で、過半数到達しましたので、皆さんに10月から色々説明不足してきましたが、やっとこさ多数揃いましたので報告します。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局及び、地区担当委員から補足説明がございましたが、聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>ありませんか。 (はいの声あり) よろしいですか。 (はいの声あり)</p>

議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。（挙手全員）
議長	全員賛成ですので、ただ今の原案に対しまして許可決定いたします。
議長	所有権の移転について、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番委員	1番説明 事務局の説明通りですが、瀬利覚字只原〇〇番は隣にジャガイモを植えてあるよね。4筆あるが、同じ人がバレイショを植えてあるが、境界杭が無いので、同じ人が耕作していれば良いが、土地のほうは買うの買わないの。
事務局	4筆がまとまって1枚になっていて、その内の1筆が今回総会に上がっている分で、4筆とも〇〇さんが耕作しています。その内で買うのは〇〇さんの土地で、残り3筆は賃貸借で使うと言う事でした。残りの3筆については、買うと言う話は今現在聞いていません。境界については、パイプにコンクリートを流し込んだ杭が以前はあったみたいですが、〇〇さんが機械で倒してしまっただけで、おおよそは境界を本人が把握しています。この土地については基盤整備が入っているので、座標値をもとに復元は可能だと思います。〇〇さんについてもその事を了承して頂いて今回事業導入しています。
11番委員	主は何人いるわけ。
18番委員	前は〇〇姓だったが、今は〇〇になっているが、変更したのは私は知らない。昔の図面からいくと1と2は〇〇さんで、他の2筆は別の人の名前と同じ〇〇姓ですが、このようになってきたら問題があるのかと思うわけよ。〇〇さんにいつ変わったのかわからない。

事務局	〇〇さんに、所有権移転をされているのが、平成11年4月22日に売買で移転しています。1つだけ売買しています。残りは所有者も〇〇さんも親戚と言っていました。
11番委員	面積はどれぐらいありますか。
18番委員	4つで3反近くあります。
18番委員	境界も後で打つという事で問題はないし、ジャガイモも〇〇さんが作っているから、問題はないと思います。
議長	それでは、2番の説明をお願いします。
8番委員	2番説明 宇須久当については、サトウキビが植えてあります。曾根については里芋が植えてありました。全部利用しています。以上です。
議長	芦清良について、お願いします。
16番委員	3番説明 この土地は2か月ほど前に私が確認をしました。2筆ですが実際は1筆になっています。隣の人から買う予定で利用権設定はされていたと思います。今回公社を通じて買い取りをすることで、単価もでていきます。明治時代の売買の関係で抵当があったと思いますが解決したと思います。抵当の件は私は詳しく説明できませんので事務局でお願いします。
事務局	〇〇さんが元々の持ち主の〇〇さんから買おうとした土地が、今回上がっている〇〇番地と〇〇番地の他〇〇番がありましてこちらについて、大正6年6月13日の〇〇さんの抵当権が設定されているんですけど、こちらについてもだいぶ古い時代のもの

事務局	<p>なので、農地売買等事業でお願いできないかと言うことで公社にお願いしたが、公社はやはり規定があるようでして、抵当権のある土地は取り扱いができないと言うことで、司法書士さんに相談しても、だいぶ古い抵当権なので、処理にも手続きも複雑になり時間がかかると言うことで、抵当権をはずすのをあきらめまして、この土地については総会の3条申請で〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転の3条の許可が承認されたところです。</p>
16番委員	<p>途中で私に確認せよとの事だったので、現地確認をしました。</p>
事務局	<p>先ほどの3条申請は、26年8月ですので、その時に18番委員へ現地確認のお願いをしましたので、その時に〇〇番地のほうを見てもらっていると思います。</p>
16番委員	<p>公社も承認をして、買い手の〇〇さんもその値段だったら買って、やる気満々ですので弊害は一つもないし、ひとつご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ただ今の説明及び質問等に対して他にございませんか。よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>そしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 （挙手全員） ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の件については許可決定いたします。</p>
議長	<p>それではその他について、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>選挙人名簿について 農業を語る会について（日程の案内）</p>

事務局	次回総会 平成27年1月19日（月）午後1時30分より
議長	以上で、平成26年度第9回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成26年12月18日

議 長 平 井 久 元

署名委員 松 元 道 夫

署名委員 栄 米 子